

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

最終報告書

平成20年9月25日

小林市・高原町・野尻町合併協議会

■小委員会における検討経過及び結果の最終報告

本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会により付託を受けた、合併後の地域自治組織及び総合支所のあり方、新市基本計画の策定について検討を行い、検討経過及び結果について次のとおりまとめたので、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程第11条の規定により最終報告します。

記

(1) 地域自治区設置に関する協議書（案）について

■合併協定項目第11号 「地域自治区等の取扱い」調整方針（案）

- (1) 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。
- また、同法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書（案）」によるものとする。
- (2) 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

（地域自治区の設置）

第1条 合併新法第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称）

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とする。

（地域自治区の設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第23条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

（地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域）

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市高原町西麓899番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域
小林市野尻町東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

（地域自治区の事務所の所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合支所の事務に関すること。
- (2) 第8条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関すること。

(地域自治区の区長)

第6条 地域自治区の事務所に地方自治法第202条の4第3項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第24条第1項の規定により、合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長(以下「区長」という。)を置く。

2 区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 区長の任期は2年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

(地域自治区の区長の権限)

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市(以下「市」という。)の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携(協働)を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 地域協議会の委員(以下「委員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(地域協議会の権限)

第10条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

(2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 予算編成に関する重要事項

(5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地域協議会の委員の任期等)

第11条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

(地域協議会の会長及び副会長)

第12条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。
 - 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
 - 4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
 - 5 会議の議長は、会長が務めるものとする。
 - 6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
 - 8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- (その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(2) 新市基本計画について

新市基本計画について、小委員会では序章から第3章、第4章から第8章、第9章の3つに区分し、最終原案・概要版の確認等を含めて計6回にわたり協議しました。協議では、事務局からの説明に対し、以下のような意見・質疑が出されました。また、小委員会の意見、県との協議等により、修正が必要となった箇所について、素案の修正・確認を行いました。

■新市基本計画（序章～第3章）

新市基本計画の序章から第3章について事務局から説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されました。

意見を踏まえ、新市基本計画（序章～第3章）については、「作表の表題や文言表現」等について、一部修正を加えた上で、原案を確認しました。

●委員の質疑・意見

- ・新市基本計画に、住民アンケート結果を添付資料として掲載する予定があるか。
- ・文末表現が、「です・ます」調になっているが、公文書の性格からしてどうなのか。「である」調の方がいいのではないか。
- ・特徴的に「一体」という言葉が使っておりこれは誇張的に使われるんだろうが、「合併して」という表現の中に引き続き、「一体となって」と記述されているので、検討してほしい。
- ・「下表に見るとおり」というのは、別添資料を具体的に表記した方が適切である。
- ・住民参画・協働のまちづくりを進める上で、パブリック・コメント制度で今後の課題に対応していく旨の表現を挿入すべきではないか。
- ・財政指標についての掲載は1か所で良いのではないか。
- ・人口動態は統計の推測値等、専門的な観点で数値を出されているだろうが、社会情勢を見ていると、これ以上に進行するのではないかという気がしてならない。西諸地域の状況を見ると、医療・保健・福祉、教育等の社会保障について、ます

ます格差が生まれてきている。

直近の例で今年4月に県が医療計画をつくり、県北から県南まで医療圏域がある。高原町と小林市はそれぞれ公立病院を持っており、大変な思いをしながら医療体制を確立するためにやっているが、県の計画を見ると癌や小児救急医療、周産期医療について、県西地域を一括りにして都城地域に再編をしていく計画が出された。県政や国政の動きを見ていくと、ますます格差が広がり、若い人たちがますます住みにくい、子育てがしにくい状況に拍車がかかっている。

●専門部会・分科会の説明

- ・住民アンケート結果については、第2章の2住民のニーズと期待の中で、主な結果と解説したものを載せる予定である。
- ・文章表現の問題で、これは行政計画であるが、住民の皆さんになるべくわかりやすく、受け入れやすいように、小林市の計画においても、「です・ます」調の表現を使わせていただいております、それを基本にまとめさせていただきました。
- ・「下表」という表現はわかりにくいいため、修正させていただきたい。
- ・「一体となって」の表現は、合併してみんなが一緒になってという意味合いで使わせていただいているので、ご理解をいただきたい。
- ・「パブリック・コメント」については、第1章は「合併の必要性」についてまとめているので触れていない。第4章以降では「パブリック・コメント」のことに触れており、小林市の計画にも入っているため、ご理解いただきたい。
- ・財政指標の表は重複しており、後に出てくる表は省かせていただきたい。

■新市基本計画（第4章～第8章）

新市基本計画の第4章～第8章について事務局から説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されました。

意見を踏まえ、新市基本計画（第4章～第8章）については、「用語の表現」等について一部修正を加えた上で、原案を確認しました。

●委員の質疑・意見

- ・バリアフリーという考え方から、今は高齢者、子ども、障がい者、すべてを含んだユニバーサルデザインという考え方に進んできており、そういう発想の方が良いのではないか。
- ・病院問題について、今年4月に県が見直した医療計画では周産期医療、小児救急医療、がん医療等が都城市に再編ということになっている。県の医療計画を念頭に置いた考え方ができないか。
- ・言葉の概念が正確に伝わってない部分があるので、用語の解説があったら良い。
- ・下水道事業は小林市の問題であるが、20年後に大きな問題に発展する可能性がある。街部(中心部)は移動するので人も移り住む。地域をもう少し狭めることはできないか。400haとあるが300haくらいの規模にしたらどうか。
- ・市町村は多目的施設をつくりたいが、補助金の関係で国が認めてくれないという壁があった。しかし、規制緩和の関係でそういうものもある程度取り払われてきているのではないか。複合施設建設について事務局でどのような議論があったか。
- ・要望であるが、合併後、複合施設建設について早急に手を付けていただきたい。
- ・読書活動の充実について、図書館を中心にしてとあるが、現在、小林市だけが図書館になっている。指定管理者制度になっているが、合併したときには、高原町、野尻町を含めてどういう構想になるのか。
- ・生涯学習推進体制の本拠地は、本来なら首長部局の中に位置付けられないといけないと思うが、今後の課題としてどう捉えているか。社会教育の拠点施設である公立公民館と公民館類似施設について、須木を加えた新体制の中でどのように見直しがなされているのか、生涯学習を推進施策としてどのように取り組んでいくのか。
- ・公立公民館と自治公民館を切り離さずに、その運営について必要な協力と援助を行い、その普及徹底を図るための連携を大事にしてほしい。
- ・地域で活動を活発にするというのが出ていたが、そういう場合、活動の拠点というのは公民館などを考えているのか。
- ・権限委譲について、約6万人の市になるので積極的に権限委譲を受けようようにしてほしい。そうすることによって市民の利便性、生活向上につながる部分がある。

●専門部会・分科会の説明

委員の意見に対し専門部会・分科会から、次のような説明がありました。

- ・今回の計画の中では、わかりにくくなじみのない用語については、括弧書でその場所に説明を加えている。ほかにわかりにくい用語等あれば、教えていただければ説明のスペースを設けて、よりわかりやすいものにしたい。
- ・第6章の保健・医療の充実で、県では医療計画が策定されているが、それがどう反映されるのかという質問について、市町村の計画においては、保健（健康づくり、疾病予防）について表記している。県の医療計画が上位計画にあるということもあり、医療面については、市町村の権限からしてなかなか踏み込めない分野である。どこの自治体の計画を見ても同じだと思うが、医療面については、それぞれの地域の独自の部分は載っていない。県の計画も現状を踏まえ、どうしたらより高度なサービスが受けられるかという視点でまとめられている。この状況の中で地域にとって必要な部分をどうやって確保していくかという意味では、この計画では直接は触れられないが、そのような趣旨では受け止めている。
- ・ユニバーサルデザインについては、小林市の計画には、ユニバーサルデザインというのが入っていた。今回計画の枠組みが変わった関係で、ユニバーサルデザインという考え方を最後の庁舎改築のところでしか書いていない。バリアフリー化の推進のところで、ユニバーサルデザインについても盛り込みたい。
- ・下水道事業は、区域の見直しも含めて、総体的に慎重にやろうと考えている。
- ・多目的施設の補助金については、例えば須木のふるさとセンターは、保健・福祉・医療施設・図書室・ホール等があるが、保健センター部分は保健、衛生関係の厚生労働省の補助金を使っている。面積で按分していくが、それぞれの省庁の了解が得られれば補助の抱合せは可能である。複合施設については、現在、小林市役所内の関係課でプロジェクトチームを設置して、市民からどのような要望があるかを含めて、どういうものを造っていけばよいか検討中である。その検討でまずたたき台をつくってみて、それをパブリック・コメント等で市民の意見を求めて、構想を固めていく予定である。
- ・図書館については、関係する教育部門で調整はすると思うが、例えばえびの市では移動図書館を実施している。図書館を新たに設置することが難しければ、このような移動図書館という方法もある。今後合併するまでに検討していく。

- 教育の専門部会の方で現況調書があがってくると思うが、生涯学習が今までの教育分野に留まるものではないのは当然のことであって、最近では、スポーツ部門なども含めて、今までは教育委員会にあったものが、市長部局に移っているものもある。今後どのように展開するかは今の時点では答えられないが、生涯学習は、子どもから高齢者の方々にまで及ぶ部分なので、市全体として捉えるべきものだ。小林には公立公民館が中央公民館だけであり、生涯学習の拠点となっている。自治公民館は地域で設置されている。棲み分けとしては、地域の部分なのか市全体に関わるものなのかになってくると思うが、生涯学習として連携を果たしていく必要があることは承知している。
- 地域活動の拠点の地域というのが曖昧である。小さな区域でいくと今の自治公民館程度だし、校区になるともう少し大きな区域になる。学校を拠点として開放していくということもあるかもしれないし、今、須木地区においては、村の時代に整備した地区ごとに公民館があるが、そういうところが拠点になるかもしれないし、自治公民館のようにもう少し小さな区域になるかもしれない。これからの議論の部分でもあるし、そういうものに応じた市の支援というものも、この拠点づくりという部分に含まれている。
- 権限委譲については計画書には盛り込めない部分だと思うが、人口規模も職員数も増えるわけだから、県から受けられるものは受けて、住民のサービスを向上しないといけないのは当然のことである。合併して、どのようなものが権限委譲としてできるのかということだが、今、県から示されているものは、経理事務的なものが多くて、実際の権限が移るわけではないものもたくさんある。障害者手帳については、市で交付できれば住民サービスは向上する。しかし、審査があって、医師の確保等もあり、なかなか自治体も受けきれない部分でもある。必ずしも権限委譲に消極的ではない。合併した以上は、職員の効率的配置によって、今まで以上に受けられる部分は出てくる。

■新市基本計画（第9章）財政計画

新市基本計画（第9章）財政計画及び財政シミュレーションについて、事務局から説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されました。

意見を踏まえ、新市基本計画（第9章）財政計画については、「計画策定の趣旨」等について、一部修正を加えた上で、原案を確認しました。

●委員の質疑・意見

- ・財政シミュレーションは、連結決算を考えると、企業会計・特別会計まで全て含んで推計すべきではないか。
- ・財政シミュレーションの合併と非合併の投資余力の比較については、合併の効果が36億6千9百万円出ている。合併と非合併の投資余力の動向の違いについて聴きたい。また、非合併の場合の3市町それぞれのシミュレーションは、提示していただけないのか。絶対に合併を成功させなければいけないと考えており、住民の理解を得るため、十分検討して資料として提出していただきたい。
- ・財政計画は普通会計ベースで作成してあるが、3市町とも財政健全化法に基づいて連結決算を出されると思う。大変厳しい状況を迎える中で、特別会計についても一定の考え方を出すべきではないか。
- ・地方債の状況で特別会計や企業会計でも出ていない数字がある。合わせると、全部で起債残高は6百億円近くになり、厳粛に見ていかないと大変なことになる可能性をはらんでいる。
- ・補助金等の問題について、幅広い団体の中で経済的・予算的理由によって十分に活動目的を達成できていない団体もある。補助金等の削減は大事だが一律削減ではなく、メリハリをつけて外部評価等も踏まえながら、地域への貢献度等の側面から適切な評価等を行ってほしい。メリハリの部分について行政から特段の理解と支援をいただくことが、地域の団体の振興に非常に寄与していくことになる。

●専門部会・分科会の説明

委員の意見に対し、専門部会・分科会から次のような説明がありました。

- ・投資余力比較について、平成22年度での退職金積立金の歳入は、歳入で受けてそのまま積み立てるという形で処理しているため、投資余力には影響はない。合併の場合に投資余力が下がる要因で大きいものは、普通交付税が平成27年度から一本算定に向かって段階的に歳入が落ちていくので、一般財源が落ちていく。非合併の方の投資余力が若干上がっているが、これについては特に理由はない。
- ・当然このシミュレーションをするときに、それぞれの市町が単独でいった場合どうなるのかというシミュレーションは行っている。住民説明会等で合併をしなかった場合にどうなるのかという財政説明があったと思う。我々が出したものと、その辺がどうなのか。よく分析をして出さないといろいろな誤解を招くのではないかと。そういう要望があれば慎重に協議をして、もし出した方がよいということであれば出すが、いろいろな影響を考えるので今回は控えた。
- ・3市町単独のシミュレーションの提示を求める趣旨については、十分認識して検討するが、数字等を出した場合に、全部一人ひとりに詳しい内容の説明をして、それを認識した上でその数値を見てもらえれば、すぐ渡してもよい。しかし、短絡的に数値だけを見てそれで全体像を考えてもらうと、誤解を招く恐れがある。言われたことは十分わかったので、検討させてもらいたい。
- ・財政健全化法が施行され、今年公表して来年度から実施ということになる。特別会計、一部事務組合、第3セクターなど全てが関連してくる。普通会計だけでなく全体的に見ていかないと、市の財政は計れないのではないかと。法律が変わった。総括的な健全化法との絡みは必要なので、それを全体の会計も考慮したうえで、この財政計画をうまくやっていくというための言葉を事務局で検討して挿入したい。
- ・小野高衛生事業組合、霧島美化センター等については、企画財政部会が出した財産のところには出ていないが、一部事務組合の状況のところでは現況調書を出している。普通会計のシミュレーションについては、負担金という形で挙がっている。将来のことを考えたときに、将来負担比率というのは、今後負担していかなければならない部分も算入していかなければならない。全体の文言の中にそのようなものも含めた形で加えたい。

■新市基本計画原案・概要版の確認について

新市基本計画原案について、小委員会の協議結果、県との事前協議等に伴う計画素案の修正箇所・計画概要版、及び非合併の場合の1市2町の個別の財政シミュレーションについて事務局の説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されました。意見を踏まえ、新市基本計画原案・概要版については、原案のとおり確認しました。

●委員の質疑・意見

- ・財政計画の策定の趣旨で、財政健全化法は新しい法律であり、連結決算等が関連してくるので、施行年月日を記載しておく必要があるのではないか。法制度上の移り変わりの中で、こういうことになったという意味で、施行年月日を記載していただければより良いのではないかと。
- ・1市2町の個別の財政シミュレーションは、提出要求があったので、この小委員会だけに出したのか。前回出した資料の数値は、今回の3つのシミュレーションを合計したものと合致するのか。
- ・別の小委員会でも財政問題等についての意見が出ていたが、お互いに反省しなければならない。認識として自分たちの町のところは強調されるが、一部分だけで、木を見て森を見ない話をすると、いろいろと大変な誤解を招く恐れがある。お互いに厳しい財政状況であるという、共通の認識をもって協議に望んでいく必要があるのではないかと。行財政改革に努力をしているというだけではいけない。

●専門部会・分科会の説明

委員の意見に対し、専門部会・分科会から次のような説明がありました。

- ・財政健全化法の施行年月日については記載させていただきたい。
- ・非合併の場合の財政シミュレーションは、今回の資料の1市2町の合計と前回資料の数値は合致する。いろいろな所からの資料要求があるかもしれない。委員の皆さんにもお尋ねがあると思うが、作成の目的等をきちんと説明して理解していただけるならば、資料を配布していただいても結構である。他の協議会委員にも資料を配布して、説明させていただく予定である。

■小委員会の開催状況

●第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール
協議事項：①地域自治区の設置に関する協議書(案)について
②新市基本計画（第9章）・計画素案最終確認について

●第9回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年9月20日（土） 午前9時30分～
場 所：小林市役所4階大会議室
協議事項：①新市基本計画原案・概要版の確認について

■小委員会の検討経過における主な意見

第8回小委員会

8月28日 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」神武ホール

■地域自治区の設置に関する協議書（案）

●地域自治区の区長

- ・区長の報酬の「特段の配慮をもって」については、いろいろと受け止め方がある。小林市の特別職報酬等審議会で、どのように捉えられるか分からないので、文言を考えなくても良いか。
- ・地域協議会の組織で「15人以内」とあるが、小林市協働のまちづくり基本指針に基づいて、小学校区を単位とした実働部隊としてのまちづくり委員会代表が、地域協議会の委員に入っていくことが大事。
- ・区長の報酬の文言については同感である。その前に「財政状況等を考慮して」とあるので、「特段の配慮をもって」については、削除したら良いのではないか。

●地域協議会の組織

- ・合併協議に基づいて、まちづくり協議会を創ろうと決めた。公共的団体という捉え方ができるかも知れないが、「公募による者」の前に別途入れた方が明確になる。
- ・委員の仕分けを細かく規定をすると、自由闊達な人材の掘り起こしが窮屈になるので、原文のままで良い。
- ・地域協議会ができて、その下にまちづくり協議会を創っていくという考えがあるのであれば、「まちづくり協議会」を入れた方が良い。
- ・調整案の中にまちづくり協議会が出ているので、その整合性をもって「まちづくり協議会」を入れていただきたい。

●地域協議会の委員の任期等

- ・委員の費用弁償の表現は、須木地区との違いはないのか。

意見を踏まえ、協議書（案）区長の報酬について、「特段の配慮をもって」の文言については削除しました。また、地域協議会の組織の中で委員の選任区分について、「公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者」とし、「まちづくり委員会」を挿入することとしました。

■新市基本計画（第9章）財政計画

- ・シミュレーションの合併と非合併の投資余力の比較については、合併の効果が36億6千9百万円出ている。合併と非合併の投資余力の動向の違いを聴きたい。また、非合併の場合の3市町それぞれのシミュレーションは、提示していただけないのか。
- ・絶対に合併を成功させなければいけないと考えており、住民の理解を得るため、十分検討して資料としていただきたい。
- ・財政計画は普通会計ベースで作成してあるが、3市町とも財政健全化法に基づいて連結決算を出されると思う。大変厳しい状況を迎える中で、特別会計についても、一定の考え方を示すべきではないか。
- ・地方債の状況で特別会計や企業会計でも出ていない数字がある。合わせると、全部で起債残高は6百億円近くになり、厳粛に見ていかないと大変なことになる可能性をはらんでいる。
- ・補助金等の問題について、幅広い団体の中で経済的・予算的理由によって十分に活動目的を達成できていない団体もある。補助金等の削減は大事だが一律削減ではなく、メリハリをつけて、外部評価等も踏まえながら、地域への貢献度等の側面から適切な評価等を行ってほしい。メリハリの部分について行政から特段の理解と支援をいただくことが、地域の団体の振興に非常に寄与していくことになる。

意見を踏まえ、新市基本計画（第9章）財政計画については、「計画策定の趣旨」等について、一部修正を加えた上で、原案を確認しました。

第9回小委員会

9月20日 小林市役所4階大会議室

■新市基本計画原案・概要版の確認について

- ・ 財政計画の策定の趣旨で、財政健全化法は新しい法律であり、連結決算等が関連してくるので、施行年月日を記載しておく必要があるのではないか。法制度上の移り変わりの中で、こういうことになったんだという意味で、記載していただければより良いのではないか。
- ・ 1市2町の個別の財政シミュレーションは、要求があったので、この小委員会だけに出したのか。前回出した資料の数値は、今回の3つのシミュレーションを合計したものと合致するのか。
- ・ 別の小委員会でも財政問題が出ていた。お互いに反省しなければならない。認識として自分たちの町のところは強調されるが、一部分だけで「木を見て森を見ない」状況では、いろいろと大変な誤解を招くおそれがある。お互いに厳しい財政状況であるという共通の認識で望んでいかないと、行財政改革に努力をしているだけではいけない。

意見を踏まえ、新市基本計画原案・概要版については、原案のとおり確認しました。